勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために

勤労者住宅資金利子補給

▼対象(すべてを満たす人)

入した人 ②金融機関から資金を借り入 ①給与所得者 たは新築された専用住宅を購 れ、町内に専用住宅を新築ま

⑤平成30年2月から平成31年 ④町税を完納している人 票)があり居住している人 ③当該住宅に住民登録(住民 1月の間に借入金の返済を開

※共有住宅にあっては代表者

始した人

▼利子補給の金額および期間 1人の申請となります。

始した月から1年以内です。 交付期間は、借入金の返済を開 計算した額を限度とします。 対して年利1.0%の利率で れた額のうち1千万円以内に 金融機関から資金を借り入

▼申請期間(開庁時間)

令和2年1月6日周~31日金

▼申請に必要なもの

③利子支払証明書(様式第3号) ②住宅新築調書(様式第2号) ※資金を借り入れた金融機関 交付申請書(様式第1号) ①勤労者住宅資金利子補給金

> 目 の写し(補助対象の1~ ④融資機関の返済予定明細表 融機関に確認してください。 に間に合うようあらかじめ金 により異なります。申請期間 証明書の発行期間は金融機関 に記入してもらう書類です。 12 回

⑥請負契約書の写しまたは売 が確認できる図面 ⑤建物平面

の写し 第5項の規定による検査済証 証の写しまたは指定確認検査 ⑦建築主事の建築基準法第7 機関の建築基準法第7条の2 条第5項の規定による検査済

⑨町税の完納証明書(令和2 収票の写し 8 令和元年給与所得の源泉徴

年1月発行の証明書

け取るか町ホームページから ダウンロードしてください。 各様式は産業振興室窓口で受 ※証明手数料は自己負担です。

▼申請・問い合わせ先

☎26・2280(直通 産業建設課 産業振興室

図の写し (間取り します。

買契約書の写し

調査へのご協力をお願いします

未評価家屋などの調査のお知らせ

査を実施します。 するために、未評価家屋の調 対象となる家屋を正確に把握 町では、固定資産税の課税

りますので、ご協力をお願 て建築年などを伺うことがあ 認する調査です。必要に応じ しなどがある家屋を現地で確 済んでいない家屋や、取り壊 新築・増築したもので評価が の課税台帳を照らし合わせ、 この調査は、航空写真と町

る場合にはご注意ください ※調査のときは、職員証など なりすましや不審者と思われ の身分証を携行しています。

▼問い合わせ先

☎26:2237(直 財務課 税務室 通

家屋の滅失・所有者変更時にはご提出を

家屋を取り壊したときや家屋 屋、償却資産に課税されます。 日現在所有している土地や家 固定資産税は、毎年1月 家屋滅失届 を提出

▼問い合わせ先

へ届け出てください。

の所有者変更時には、税務室

財務課 税務室

☎26:2237(直通)

家屋 (物置なども含む) を取り壊したとき

登記されていない 家屋の所有者が 変更になったとき

未登記家屋に 関する報告書 ^{を提出}

※いずれの書式も、税務室窓口で 受け取るか、町ホームページから ダウンロードしてください。



2019.12

▼ 内 容

県央広域都市計画圏

群馬県都市計画課

意見送付・問い合わせ先

3027·226·3656

▼ 期 日

12 月 6

百金/

20 日金

▼縦覧場所・

かへ送付してください。

るため、案を縦覧します。 ープランの変更を予定してい

県は、都市計画区域マスタ

都市計画区域マスタープラン(変更案)の縦覧

意見書は縦覧期間満了日までに

の開庁時間

び保全の方針(都市計

三画区域

渋川土木事務所

☎22:4055(代表)

マスタープラン)

町産業建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

都市計画区域の整備、開発及

環境と近隣の皆さまへ配慮を

野焼きは禁止されています

迷惑をかけ、環境に負荷を与 す。焼却行為は付近の住民に を満たした焼却炉で適正に焼 えるのでやめましょう。 令により原則禁止されていま 却する場合を除いて、法律・条 廃棄物の焼却は、構造基準

どうすればいいの?

②許可業者に処理を依頼する の有効利用に努めましょう。 ①廃棄物を減らし、分別・リサ など、適正に処理しましょう。 イクルを徹底するなど、資源

> は、風の向き・強さに十分配慮 ③やむを得ず焼却する場合 ら、必ず取り除いてください ビニールなどが混入していた し、少量ずつ行ってください



▼問い合わせ先

☎26・2243(直通) 町民生活課 生活環境室

逾まで(必着)に左記のいずれ 意見がある人は、12月20日

意見書の提出

空き家バンクへの登録から成約まで

①登録申請(登録期間は2年間です)

登録に必要な書類を準備してください。

□家屋の写真など □登録カード □土地・建物の登記事項証明書 □間取図 ※登録には条件があります。あらかじめ都市建設室にご相談ください。

②協力業者選定•現地調査

空き家の調査や契約行為などを担当する業者を協力業者から選定してください。 協力業者は、町と協定を締結した群馬県宅地建物取引業協会渋川支部の協力会員です。 その後、所有者と町で現地調査を行い、登録の可否を決定します。

③物件の登録・公開

空き家バンクに登録された物件は、物件情報を町のホームページに掲載します。

④登録物件の交渉・契約

登録物件を買いたい・借りたいとの希望があった場合は、協力業者が交渉・契約手続きを行います。 登録や情報提供は無料ですが、契約の成立時には宅地建物取引業法に基づく媒介手数料が発生します。 なお、町は交渉・契約などについて関与しません。



空き家に関する不安や困りごとの相談ができます。

場役場会議室 期毎月第2金曜日 → 13:30~16:15(1回30分間) 都市建設室への予約が必要です。

詳しくは、14ページのInformationをご覧ください。

ご検討ください。 ▼問い合わせ先

ぜひ空き家バンクへの登録 空き家を所有している人は、

☎26.2278(直通)

件の情報は、町ホー で公開されます。

ムページ

る人に紹介する制度です。物 報を、空き家の利用を希望す る人から申し込みを受けた情 空き家の賃貸・売却を希望す

産業建設課 都市建設室

売却・賃貸を検討している

吉岡町空き家バンクとは、

吉岡町空き家バンク

住まなくなった家を登録しませんか?

パブリックコメントを行います

吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略

ことに伴い、今後5年間の基 ています。 第2期総合戦略の策定を進め 本計画や施策などをまとめる 生総合戦略が今年度終了する 吉岡町まち・ひと・しごと創

集します。 この計画案へのご意見を募

▼募集期間

ある場合は町のホームページ する場合があります。変更が ※策定の進捗状況により変更 日月消印有効 令和2年1月27日

例~2月17 を通じてお知らせします。

▼応募方法

氏名・ご意見を記載してくだ 紙または任意の用紙に住所・ 町ホームページに掲載の用

▼提出方法

ださい。 たは政策室窓口へ持参してく 郵送、FAX、電子メールま

▼計画案の閲覧場所

政策室窓口または町ホームペ

庁時間にお越しください。 ※窓口で閲覧する場合は、開

▼公募結果

▼提出・問い合わせ先

T370-3692 総務政策課 政策室 吉岡町大字下野田560番地

☎26:2241(直通)



せんのでご了承ください。 は、個人情報の公表はしませ ん。また、個別の回答は行いま 意見募集結果の公表の際

🗋 seisaku@town.yoshioka

令和2年4月26日に農業委

▼応募要件

を募集します。

▼募集方法 公募または推薦

利用最適化推進委員の候補者 ることから、農業委員と農地 員会の委員の任期が満了にな

る人。 職務を適切に行うことができ が所掌する事項に対し、その の利用最適化など農業委員会 農業への識見があり、農地

農地利用最適化推進委員

の推進に熱意があり識見があ 区で、農地利用の最適化など 農業委員会が定める担当地

応募できません。 の執行が終わらない人などは 禁錮以上の刑に処せられ、そ 決定を受け復権を得ない人、 ※いずれも破産手続き開始の

▼選考方法

農業委員 町長が任命

過半数を占めること ①原則として、認定農業者が が求められます。 任命にあたり、次の①~③

> ③青年・女性の積極的な登用 ない者)が含まれること ②中立委員(利害関係を有し に努めること

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱

は妨げません) 5年4月26日の3年間(再 ▼任期 令和2年4月27日 任

巡利用最適化推進委員 ・定数 農業委員 8人

下野田·北下地区 大久保·漆原地区 南下·陣場地区 小倉·上野田地区 3 人 2 人 2 人 1人

12月2日月~27日金 候補者の推薦・公募受付期間 報酬 町条例に規定する額

窓口で受け取るか、町ホーム ください。 ページからダウンロードして ください。様式は、農業委員会 の様式を持参または郵送して 推薦・公募をする人は指定

にお越しください。 ※持参する場合は、開庁時間

☎26.2280(直通) 農業委員会事務局

▼提出・問い合わせ先

農業委員と農地利用最適化推進委員

候補者を募集します

2019.12